

中堅・中小企業の事業承継対策

第3回 事業承継方法ごとの具体的な対策の実行

— 親族内で承継する場合 —

今月は親族内で承継する場合の、1. 関係者の理解、2. 後継者教育、3. 株式・財産の分配について検討を加えていきます。今回も資料等の出所は、「事業承継協議会」がまとめた「事業承継ガイドライン」及び「事業継承ガイドライン20問20答」に基づいています。

1. 関係者の理解

(1) 後継者の選定

親族内に複数の後継者候補がいる場合は特に注意が必要で、誰を後継者とするかを明確に決定しないと、親族内の紛争につながるおそれがあります。現状の把握（前回図表8）でリストアップされた後継者候補の能力・適性・会社経営に関する意欲等を十分に考慮したうえで、本人ともよく話し合い、なるべく早期に後継者を決定することが望ましいでしょう。

(2) 関係者の理解

後継者を選定した後は、後継者の経営が円滑に行われるため、社内の役員・従業員、取引先・金融機関等の理解を得るため、事業承継計画を公表するなど事前説明も重要となるでしょう。また、実際に後継者を経営幹部等責任あるポストに就け、権限を委譲して経営の一部を任せるとともに、その後継者を助ける将来の役員陣の構成も視野に入れて、役員・従業員の世代交代の準備を行うことも有効です。

2. 後継者教育

後継者の円滑な事業承継のためには意識的な社内及び社外の教育をとおした、後継者の育成が不可欠です。

(1) 社内での教育

自社の営業、財務、労務等の各部門をローテーションさせることで経験と知識を習得し、責任ある地位に就けることで経営に対する自覚が醸成され、現経営者による直接指導を受けることで経営理念の引継ぎが可能となるでしょう。

(2) 社外での教育

社外教育の狙いは、他社で勤務を経験させることで人脈の形成・新しい経営手法を習得させることや、一定の実力が備わった段階で子会社・関連会社等の経営を任せて後継者の責任感・資質を確認することです。さらには企業経営者の二世等を対象とした外部機関によるセミナー等（例えば中小企業大学校が実施する経営後継者研修など）を活用して経営者に必要な知識全般・幅広い視野を育成することも期待できます。

3. 株式・財産の分配

(1) 株式保有状況の把握

まず自社の株主構成がどのようになっているかを確認することが大切です。既に株式が分散している場合には注意が必要です。これまで協力的だった株主が、経営者が交代したのを機に

非協力的になり、会社の意思決定がスムーズにいかなくなることもあるからです。安定した経営という観点からは、分散している株式の買取を検討すべきでしょう。

会社法を活用した買取の例は後述の(5)会社法の活用をご参照ください。

(2) 財産分配方針の決定

株式保有状況を把握した上で、①後継者の円滑な経営のための株式等の集中、②後継者以外の相続人への配慮、という2つの観点で財産分配方針を検討します。また、相続財産となる対象に何があって、その価格はどれくらいかであるのかを把握することも必要です。特に、非上場の株式の場合その評価方法でもめることが多くありますので、専門家等に相談すべきでしょう。

現経営者の存命中に上記のように資産を把握した上で、以下に述べる生前贈与や遺言の利用、会社法の各種制度等を活用して、なるべく相続人間での紛争を避けつつ後継者に必要な株式等の集中を行っていくことが肝要です。

(3) 生前贈与の検討

後継者への財産分配は、生前贈与によってできるだけ行い、現経営者の存命中に権利確定しておくことが最も確実です。当然のことながら生前贈与すべき財産として重要なのは、会社支配にかかわる株式や、事業の用に供している不動産（借地権も含む）などが考えられます。

また、生前贈与の際には、遺留分や贈与額の評価等民法上の制約（本則）に注意することや今年5月に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく変更点を認識しておくことも大切です。

ア. 遺留分による制約（民法上の本則）

現経営者が保有する個人資産のうち、生前贈与で分け与えた財産については、民法の本則では遺産の前渡しのものとみなされるため、遺留分権利者である他の相続人の遺留分による制約を受けます。すなわち、生前贈与された自社株や事業資産が相続時に遺産額に合算され（持戻し）、遺産分割の対象としなければならなくなり、後継者が事業継続することが困難になる場合も出てきます。

イ. 贈与額評価の問題（民法上の本則）

また生前贈与された財産の評価額は、贈与時点ではなく、相続開始時点とされることが原則です。参考2のように後継者Bが事業承継後に企業価値を高めて株式の評価額を上昇させることによって、結果として遺産分割時の後継者Bの相続分が相対的に減少してしまいます。

後継者にとって企業価値向上の意欲を阻害することになりかねません。

参考2：生前贈与があった場合の相続分の計算例（本則）

想定ケース：オーナー会社社長である被相続人(A)に3人の子供(B, C, D)がおり、2億円の遺産を残してAが死亡。Aは、死亡の10年前に後継者Bに3千万円の株式を贈与していたが、Bがその後取締役として業績を向上させたこともあり、Aの相続開始時に当該株式価値は1億円に上昇していた。なお、Aは遺言を残していなかった。

(各相続人の相続分の計算例)

- **みなし相続財産**
2億円 + 1億円 = 3億円（贈与財産の「持戻し」）
…贈与時（3千万）ではなく、相続開始時の評価（1億円）で持戻し
- **B, C, Dの相続分**
3億円 × 1/3 = 1億円ずつ
・法定相続分を前提とした遺産分割方法では、遺産の2億円をC, Dで1億円ずつ分け、Bの相続分は生前贈与された株式（評価額1億円）のみとなる。

ウ. 本年5月に成立した「中小企業経営承継円滑化法」(略称)の内容

生前贈与等については上述のような制約があることから、政府は中小企業の円滑な事業承継を支援するため、今通常国会に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」を提出し、先頃可決・成立させました。(図表11)

図表11：「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」

1. 遺留分に関する特例

所定の要件を満たす後継者が先代経営者の遺留分権利者全員と合意するとともに、所定の手続(経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可)を行うことを要件に、つぎのとおり遺留分に関する民法の特例のいずれかを受けることができる。

- ①生前贈与株式の遺留分から除外
- ②生前贈与株式の評価額の固定

2. 相続税の課税についての措置

非上場の株式を相続した場合の相続税の課税について、平成21年度税制改正の中で以下に予定されているなどの必要な措置を講ずるものとする旨を規定する。

	現 行	改 正 案
対象中小企業 (発行済株式総額)	20億円未満	制限無 但し、中小企業基本法上の中小企業
株式等の軽減措置	発行済株式総数の2/3以下、又は 評価額10億円以下のいずれか低い額	発行済株式総数の2/3以下
株式等の軽減又は 猶予限度	課税評価額の10%を軽減	課税評価額の80%を猶予 (5年間雇用確保しつつ事業を継続 し株式を継続保有)

3. 金融支援措置

経済産業大臣の認定を受けた中小企業及びその後継者に対して次の資金調達支援が付与されます。

- ①中小企業信用保険法の普通保険等の別枠化
- ②日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が必要な資金を貸付可能

4. 施行日

この法律の施行日は平成20年10月1日。ただし「遺留分に関する民法の特例」は公布の日から起算して1年以内に政令で定める日、また「相続税の課税についての措置」は平成21年度税制改正の中で平成20年10月1日(予定)に遡及して適用されることとなります。

エ. 生前贈与における暦年課税制度と相続時精算課税制度の概要

生前贈与の方法として、暦年課税制度と相続時精算課税制度の2つがあります。家族構成や財産構成によって、どちらが事業承継にとって有利であるか税理士等の専門家に相談するなどして判断してください。(図表12)

図表12：暦年課税制度と相続時精算課税制度の概要

区分	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度	将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度
贈与者	制限なし	60歳以上の親（父・母ごとに選択可）
受贈者		20歳以上の子（兄弟姉妹ごとに選択可）
選択の届出	不要	必要 （一度選択すると相続時まで継続適用）
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	特別控除額：3,000万円 （複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～50%の累進税率	特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出
相続時精算	相続税とは切り離して計算（ただし、相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算される。）	相続税の計算時に精算（合算）される。（贈与財産は贈与時の時価で評価される。）

【相続時精算課税制度を活用するポイント！】

相続時精算課税制度を利用した場合の財産は、相続時ではなく贈与時の時価で評価されることとなります。このため、相続財産である自社株式の価値が相続時に上昇していることが見込まれるような場合には、相続時精算課税制度を活用した生前贈与を行うことが有効です。

●贈与税（暦年課税制度の場合）の税率表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下の金額	10%	—
300万円以下の金額	15%	10万円
400万円以下の金額	20%	25万円
600万円以下の金額	30%	65万円
1,000万円以下の金額	40%	125万円
1,000万円超の金額	50%	225万円

●相続税の税率表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下の金額	10%	—
3,000万円以下の金額	15%	50万円
5,000万円以下の金額	20%	200万円
1億円以下の金額	30%	700万円
3億円以下の金額	40%	1,700万円
3億円超の金額	50%	4,700万円

オーナー経営者である父から後継者である子に対して、3年間に渡って2,400万円を贈与する場合を例にとり、暦年課税制度と相続時精算課税制度で行った場合を比較してみましょう。（法定相続人は、後継者である子1人とする。）

（単位：万円）

贈与時	贈与価額	暦年課税制度	相続時精算課税制度
平成17年	800	$(800 - 110) \times 40\% - 125 = 151$ (注1)	$3,000 - 800 = 2,200$ (特別控除額の残)
平成18年	800	$(800 - 110) \times 40\% - 125 = 151$ (注1)	$2,200 - 800 = 1,400$ (特別控除額の残)
平成19年	800	$(800 - 110) \times 40\% - 125 = 151$ (注1)	$1,400 - 800 = 600$ (特別控除額の残)
相続時	相続財産	上記贈与財産を含まないものとする。	
平成23年に父死亡 (法定相続人子供1人)	7,600	$7,600 - (5,000 + 1,000) = 1,600$ (注2) $1,600 \times 15\% - 50 = 190$ (注3)	$7,600 + (800 + 800 + 800) = 10,000$ $10,000 - (5,000 + 1,000) = 4,000$ (注2) $4,000 \times 20\% - 200 = 600$ (注3)
	贈与から相続までに支払った税額	$151 + 151 + 151 + 190 = 643$	600

(注1) 贈与税（暦年課税制度の場合）の税率・控除額

(注2) 相続税の基礎控除額 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

(注3) 相続税の税率・控除額

【結論】 この前提条件のケースでは、相続時精算課税制度の方が税負担が軽くなっています。

(4) 遺言の活用

ア. 活用のメリット

財産の権利確定のためには、生前贈与が一番確実なのですが、税務上の判断等により、生前には権利委譲が行えないケースが存在します。そのような場合には遺言の活用が考えられます。遺言を活用することによって相続争いや面倒な遺産分割協議を避けつつ、後継者に株式や事業用資産を集中させることが可能となります。

イ. 自筆証書遺言と公正証書遺言

遺言には主に自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言の場合、手軽に作成でき費用もかかりませんが、全文自筆（ワープロ等不可）で作成することや、日付・署名・押印などの要件を欠くものは無効となりますので注意が必要です。

ウ. 活用する際の注意点

また遺言は、遺言を作成した者の意思でいつでも自由に撤回でき、一度作成後も何度でも作成し直すことができるため、有効な遺言をめぐるトラブルを生じさせないように注意が必要です。さらに、あまりに高齢になってからの遺言については判断能力がないとされ、無効となる場合もあるので注意が必要です。

図表13：新会社法の活用例

(5) 会社法の活用

後継者やその友好的な株主に株式等を集中させる方法として、会社法（平成18年5月施行）の各種制度を活用することが可能です。会社法では、定款自治が拡大され、企業の選択肢が広がっているのが特徴です。

ア. 株式の集中及び分散防止

(ア) 分散した株式の買取り

経営者・後継者個人によるほか、会社による自社株式の取得（金庫株）も可能です。

(イ) 株式譲渡制限条項の設置

従来のように全ての株式でなく、会社にとって好ましくない者などへの一部の株式の譲渡（売却）を制限することが可能となりました。

(ウ) 相続人に対する売渡請求条項の設置

株式譲渡制限も相続には効果がありませんので、相続をした者が会社にとって好ましくない場合、会社が株式の売渡請求を行うことも可能となりました。

イ. 種類株式の活用

種類株式（議決権や財産権等が普通と異なる株式）を用いて、議決権等をコントロールすることも可能です。

(ア) 議決権制限株式

株主総会で特定の議決権が制限された株式を発行し（民法では株式譲渡制限会社において発行済株式総数の1/2が上限であった）、後継者以外に相続させることで後継者に議決権を集中させることが可能となりました。

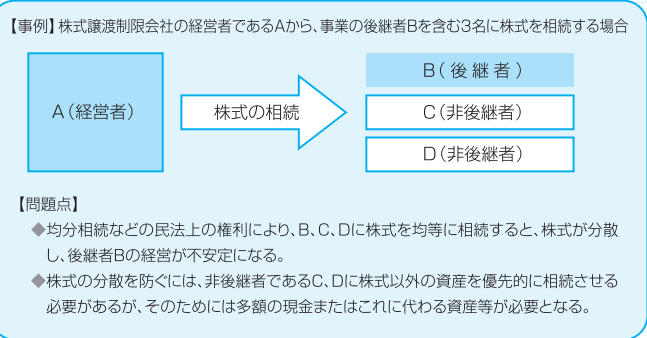
(イ) 拒否権付種類株式（黄金株）

株主総会の特定の決議事項について拒否権を有する株式を現経営者が一定期間保有し、信頼が置けるようになるまで後継者に睨みをきかせることが可能です。

ウ. 会社法の各種制度活用上の注意点

制度活用のための定款変更には、少なくとも議決権の2/3以上の賛成が必要となることや、株式の取得や売渡請求を行うためには会社又は個人に十分な資金が必要なだけでなく、種類株式については発行価格・税務上の評価等の専門知識も必要となりますので、弁護士や税理士等の専門家を交えて、事前に十分な検討を行っておくことが必要になります。

* 次回は「事業承継方法ごとの具体的な対策の実行—従業員等への承継又は外部から後継者を雇い入れる場合他—」について検討していきます。



<活用例1>相続による株式移転の制限
 ★新会社法による制度改正
 相続や合併といった譲渡以外の事由によって移転した株式について、会社が売渡請求を行うことが可能に。
 ★事例への対応例
 C、Dへの相続による株式の移転について、定款に定めを置くことにより、移転後の株式について売渡請求を行うことができる。

<活用例2>議決権制限株式の活用
 ★新会社法による制度改正
 株式譲渡制限会社において、議決権制限株式の発行限度を撤廃（これまでは、発行済株式総数の1/2までという制限あり）
 ★事例への対応例
 相続に先立って、種類株式制度を利用し、C、Dに相続される株式を議決権制限株式に変えておくことができる（C、D相続分が株式総数の50%を超える場合であっても、議決権制限株式を利用することが可能）。

<活用例3>議決権について株主ごとの異なる取扱い
 ★新会社法による制度改正
 株式譲渡制限会社では、定款の定めにより議決権について株主ごとに異なる取扱いをすることができる。
 ★事例への対応例
 C、Dに相続される株式について、定款の定めにより議決権を制限することができる。

株式の分散による議決権拡散を防止し、円滑な事業承継をサポート

出所：「よく分かる中小企業のための新会社法33問33答」